

議案第13号

日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の  
一部改正について

日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙  
のとおり改正する。

令和2年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の改正  
が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

人事院が行った給与勧告に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数を100分の5月引上げ3.40月とする

期末手当の6・12月支給割合をそれぞれ1.70月とする

3 附則

令和2年4月1日から施行する。

影響額

R2	8,310,960円
R1	8,188,740円
差額	122,220円

日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成19年日野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、<u>同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。</u></p>	<p>(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、<u>同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。</u></p>

附 則  
この条例は、令和2年4月1日から施行する。